

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見及びそれに対する総務省の考え方
「高度約 1200km の極軌道を利用する衛星コンステレーションによる Ku 帯非静止衛星通信システムの導入」

(意見募集期間: 令和3年12月21日～令和4年1月24日)

【提出意見件数(意見提出者数): 3件】

No.	意見提出者	該当箇所	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	(株)放送衛星システム(B-SAT)	電波法関係審査基準の一部を改正する訓令 電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)の一部を次のように改正する。 別紙2(第5条関係)無線局の目的別審査基準 第3 衛星関係 1 システム別審査基準 (18) 高度 1,100km を超え 1,300km 以下の軌道を利用する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局及び非静止衛星を用いて固定衛星業務を行うVSA T地球局で、14.0GHz を超え 14.5GHz 以下の周波数の電波を使用するもの キ 他の無線局との干渉調整 14.4GHz を超え 14.5GHz 以下の周波数を使用する場合は、14.4GHz を超え 14.5GHz 以下の	左記の基準は、同一の周波数を使う無線局の免許人との間で合意がなされていることを条件にしており、支持できます。今回の法令改正案は 14.0-14.5GHz の送信地球局を対象としていますが、同時に、10.7-12.7GHz の受信も規定されています。 すなわち、日本の無線局免許を持たないワンウェイ衛星から日本に向けて 10.7-12.7GHz の電波が送信されるので、11.7-12.2GHz を使用する放送衛星業務を行う日本国内の無線局の免許人との間で事前の合意が必要と考えられます。 11.7-12.2GHz を使用する放送衛星業務を行う無線局の免許人との間で合意がなされていることを、免許の条件とすることを要望します。	11.7-12.2GHz を使用する非静止衛星に関しては、無線通信規則第22条において、等価電力束密度の制限が定められていること、更に、無線通信規則第5.487A号において、放送衛星業務に対して許容できない干渉があれば直ちに除去しなければならないことが定められていることから、11.7-12.2GHz を使用する放送衛星業務を行う無線局の免許人との間で合意がなされていることを、免許の条件とする必要はないと考えます。	無

		周波数を使用する電気通信業務（固定局・移動局）の通信を行う既存の無線局の免許人との間で合意がなされていること。			
2	個人	全般	<p>人工衛星による通信は遅れをとってはならない分野なので迅速な導入が必要だと思う。</p> <p>また、電波（プラチナバンドなど）の再配分が行われていない状況で、人工衛星の通信設備を運用してしまうと、仮に電波の再配分をする場合、再度、電波の設定業務を行わなければならない、二度手間になり、企業の負担になることが考えられる。電波の再配分制度の確立が最優先である。</p>	<p>本案への賛同意見として承ります。</p> <p>また、電波の再配分制度に関する御意見については、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>	無
3	個人	全般	<p>具体的にどういう計画があって、今後どういうスケジュールで実行されるのか、わかるような資料の在り処をお示してください。</p> <p>また、安全保障の担保（我が国防衛）のために利用することもできるのでしょうか？</p>	<p>本制度整備は、その技術的条件について情報通信審議会から一部答申を受けたことを踏まえ、行っているものです。システムの計画・概要等につきましては、本意見募集に係る報道発表資料の関係報道資料にも挙げていました下記URLから一部答申の概要資料をご覧ください。</p> <p>https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban15_02000234.html</p>	無